

「改定 FSC 商標規格についてのオンラインセミナー」の質疑応答記録

以下は、2018 年 1 月 25 日に実施された「改定 FSC 商標規格についてのオンラインセミナー」の質疑応答の記録です。一部、FSC 本部に確認をした上で回答を記載しているものについては、そのように明示しています。

質問 1	改定規格 1.4 項によると、TM 記号の使用が必須でなくなったとのことですが、今まで TM 記号を使用していた不特定多数の国で流通されるものについて、今後はどうすればよいですか。
回答	このような場合、今後は TM マークを付けるか、または商標記号を付けないという 2 通りの方法から任意に選んでください。 つまり、今後は商標記号を何も付けていない FSC ロゴマークを目にする機会があるかもしれません。 ただし、日本国内のみで流通するものには従来通り®マークが必要ですのでご注意ください。
質問 2	改定規格 3.6 項には「製品の内容物とパッケージがすべて FSC 認証されたものでない限り、製品タイプが明示されなければならない（4.1 項参照）。」と書かれていますが、これはパッケージが木質由来でない場合も該当しますか。
回答	4.1 項にある通り、パッケージは森林由来の原材料から作られている場合には別の要素と見なすので、例えば紙のパッケージの場合は 3.6 項が適用されますが、パッケージが木質由来でない場合は、FSC 認証の対象ではないため、3.6 項の内容は適用されません。
質問 3	改定規格 4.2 項には、「小売業者は、FSC ラベルが消費者に見える場合のみ、製品を FSC 認証製品として広告宣伝できる。」と書かれていますが、これは従来の「非認証取得者による FSC 商標のプロモーション使用に関する規格（FSC-STD-50-002）」が適用されなくなったということですか。
回答	そうではありません。「非認証取得者による FSC 商標のプロモーション使用に関する規格（FSC-STD-50-002）」は有効です。小売業者が認証取得者でない場合は、こちらの規格に従って FSC 商標を用いた広告宣伝をしてください。 なお、4.2 項は旧規格では要求事項（しなければならない）であった内容が、改定規格では推奨事項（が望ましい）となっており、FSC ラベルの使い勝手を向上するための変更が図られた項目のひとつです。
質問 4	改定規格 4.8 項の組織間のラベリングに関する協定について、協定書にはどのような内容が必要ですか。
回答	協定書の具体的な内容すべては FSC 規格では規定していません。4.8 項の a)から e)を満たし、かつ当事者が納得する内容であれば問題ありません。
質問 5	改定規格 4.8 項の組織間のラベリングに関する協定について、以下のような状況ではどうしたら良いでしょうか。A、B、C はすべて認証取得者です。 ・ A (製造。ライセンス番号を製品につける) ・ B (中間) ・ C (ユーザー、製品に自社のライセンス番号を入りたい) B は、顧客（この場合 C 社）に対して、製造業者（この場合 A 社）を開示したくない。従って、3 社間協定や A 社と C 社の直接協定は避けたい。
回答	FSC 本部へ確認した結果： 通常、組織間のラベリング協定は製造（このケースでは A 社）とユーザー（このケースでは C 社）が直接締結します。

	しかし、今回の状況下では製造者とユーザーの直接契約を避けたいということなので、その場合は2通のラベリング協定を結ぶことで可能です（「A社とB社」間で1通および「B社とC社」間で1通）。 この際、規格4.8項を満たすために以下にご注意ください： ・ラベリングされる製品は、3社すべての認証範囲に含まれていなければならない。 ・3社は協定について、自身の認証機関へ書面にて通知しなければならない。商標承認手続はB社が進めることが望ましい。 ・A社は、C社のライセンス番号が、B社を介してC社に対して供給される製品のみに使用されることを保証する責任を持つ。A社が製造を外部委託する場合も、この責任はA社にある（これはA社-B社間の協定書内のみに記載されていれば良い）。 ・3社は、協定書を認証機関が容易に監査で確認できるように保管しなければならない。
質問6	改定規格6.1項には、「カタログ、パンフレット、ウェブサイト等にFSC認証製品と非認証製品が両方掲載される場合、「FSC®認証製品をお買い求めいただけます」のような文章を広告宣伝用マークの隣に記載し、かつFSC認証製品は明確に識別できるようにしなければならない。」というような内容が書かれていますが、これは会社案内で認証取得を説明するだけの場合にも該当するのでしょうか。
回答	こちらの要求事項は、製品カタログやオンラインショッピングサイトを想定しています。会社案内の沿革等で認証取得を説明するだけであれば、このような但し書きは不要です。ただし、会社案内が製品カタログを兼ねる場合は、その限りではありません。
質問7	A社（認証取得 名刺用紙製造会社） B社（非認証取得 名刺印刷会社） C社（非認証取得 ユーザー） である場合に、A社が名刺用台紙に自社のライセンス番号を入れたFSCラベルを印刷し、「この用紙はFSC認証紙を使用しています」の文章を入れます。この台紙を購入したB社（非認証取得者）が追加で社名、氏名、部署、役職、連絡先等の名刺情報を印刷して（FSCラベルはすでにA社が印刷しており、B社は印刷しない）、ユーザーに販売をします。結果、ユーザーの持つ名刺には、A社のライセンス番号の入ったFSCラベルが付いており、「この用紙はFSC認証紙を使用しています」の文章が書かれています。このような運用は可能でしょうか。 以前認証機関に問い合わせた際に、できないと言われました。改定規格では可能になるのでしょうか。
回答	従来の規格でも上記の運用を禁止する規則はないように思われます。唯一、名刺上に印刷するFSCラベルについて、従来は最小サイズのミニラベルと決まっていたので、こちらの規則に関する違反であった可能性はあります。 ちなみに、改定規格では名刺上のFSCラベルのサイズや構成要素についても、他の製品同様に自由にできます。 よって、上記の運用は改定規格において可能です。
質問8	質問7のケースで、B社は認証取得していないのにも関わらず、認証紙の名刺を販売することを広告宣伝している会社があります。
回答	こちらは、B社が「非認証取得者によるFSC商標のプロモーション使用に関する規格（FSC-STD-50-002）」に基づき、FSCジャパンと商標使用ライセンス契約を交わす必要のあるケースであるように見受けられます。すでにライセンス契約がされているのかどうか、不明なため、よろしければFSCジャパン河野

	(e.kohno@jp.fsc.org) まで、B 社に関する情報をご連絡ください。
質問 9	「国及びマーク別の商標登録状況」の資料が検索しにくいです。
回答	Trademark Portal (https://trademarkportal.fsc.org/portal/login.php) の中の Resource Center というタブを開き、一番下にあるファイルが該当ファイルです。 また、現在のラベルジェネレーターには、対象物の流通国を選択すると、その国の商標登録状況を自動で反映する機能があります。 Click here to use the tool which automatically pre-selects the appropriate trademark symbol based on the chosen country/ countries. と書かれた箇所をクリックし、現れるプルダウンリストから国を選択してください。
質問 10	森林認証マニュアルでの FSC ロゴマークの使用の項目について、現在は使用前に認証機関に事前承認を得ると記載しておりますが、今後は自己責任で行う場合は、マニュアルにどのように記載するのがベストでしょうか？
回答	改定規格の附則 A.商標使用管理システムをよく読み、必要な手順を記載してください。ポイントは、内部承認者がすべての商標使用を確認して、FSC-STD-50-001 第 2-0 版に適合していることを保証した上で承認するための手順を構築することです。 なお、商標使用管理システムを使用するためには、連続して正しい商標使用をしていることを認証機関が認める必要があるため、まずは認証機関からの承認を得る必要がありますのでご注意ください。
質問 11	付則 C. FSC をどう説明するかの部分について、リサイクルラベルの文章で「この[製品]の FSC ラベルは、世界の森林資源の責任ある利用を保証します。」という文章はミックスにおいても使用できますか。
回答	できます。
質問 12	セミナー資料の商標使用管理システムに、「1) 定められた手続き」と書かれていますが、具体的にはどのような手続ですか。
回答	具体的には、改定規格附則 A をご覧ください。
質問 13	新規格への移行審査の受審前／移行登録完了の前に新規格に基づく FSC 商標の使用を開始してよいでしょうか。
回答	2018 年 3 月 1 日の改定規格発効日を過ぎていれば問題ありません。
質問 14	従来の規格では、Pantone 626C と同等の CMYK あるいは RGB が使用されなくてはならないと書かれていたのが、改定規格では R0 G92 B66 / C81 M33 Y78 K28 と括弧書きされています。今まで通り同等色ではいけませんか。
回答	今までで同等色として使用している色であれば、引き続き使用して問題ありません。括弧書きの CMYK、RGB は同等色の参考値です。実際には印刷台紙の色等に左右されるため、Pantone 626C の同等色として使用しすでに調整している色がある場合は、そちらを優先していただいて構いません。
質問 15	改定規格 2.1 項には、「FSC ゴールデン・ティンバー」のような製品ブランド名、企業名、あるいはウェブサイトのドメイン名の中での使用は禁止である旨が書かれています。従来の規格には、「代わりに「FSC 認証ゴールデン木材」あるいは「ゴールデン木材 (FSC 認証)」と名付けなければならない。」と書かれていましたが、改定規格においても「FSC 認証ゴールデン木材」あるいは「ゴールデン木材 (FSC 認証)」という使い方は認められていますか。
回答	認められています。

質問 16	商標使用管理システムにおいて、管理のための決まったフォームがありますか。
回答	ありません。商標使用管理システムは認証取得者が自身で承認をするものなので、自身が使いやすいフォームを作成してください。
質問 17	新しい運用になるということで、社内のマニュアルを変更する必要がありますか。また、4 月頃に定期審査予定ですが、今から変更では間に合いそうにありません。その場合、どのように対応すればよいですか。
回答	今回の規格改定の特徴のひとつは、従来の運用を続けていれば改定規格の内容を満たすことができる点です。改定規格では規制緩和が多く行われており、また商標使用管理システムの導入もされていますが、従来通りの運用の変更を必須とする改定はされていません。そのため、マニュアルを変更せずに審査を受けられても問題はありません。 ただし、改定規格によって FSC 商標が使用しやすくなるケースが多いため（例：最小サイズ要件の緩和）、どこかの時点で改定規格の内容を詳細にご確認いただき、取り入れる部分は取り入れ、マニュアルを修正されることをお勧めします。
質問 18	改定規格 8.5 項に「FSC ラベルはすべての構成要素が判読可能な大きさと印刷されなければならない。」と書かれていますが、最小サイズで印刷した場合では、商標マーク、その他文書の判別は困難になると思われます。判読可能な程度をどのように解釈すれば宜しいでしょうか。
回答	判読可能性については様々な状況によって判断が異なるため、FSC として一律のガイダンスを出していません。判読可能かどうかは認証機関の審査員が審査の中で判断します。
質問 19	認証機関に所属する審査員は、新基準のオンライントレーニングコースを受講しないと審査業務ができませんか。
回答	現在のところ、FSC 側で「オンライントレーニングコースを受講すること」というような規定は設けていません。ただし、審査員の力量要件として、常に最新規格に基づく審査を行うことが求められます。具体的に認証機関がどのように審査員の力量を保証するのかについては、認証機関にご確認ください。
質問 20	名刺上での商標使用について、非認証取得者の方でも N から始まるライセンス取得者であれば、名刺に「FSC 認証製品を取り扱っています」という文言は掲載可能ですか。
回答	非認証取得者による FSC 商標のプロモーション使用に関する規格（FSC-STD-50-002 V1-0）の 13.2 項に「認証機関及びその関連会社以外の組織は広告宣伝目的で FSC 商標を名刺や文書テンプレートのヘッダー、宣伝資料を含む事務用品に使用してはならない。」とありますので、掲載できません。